

緊急時における休講措置について

情報学コースにおける、自然災害・交通機関の運休などの緊急時における休講措置については、下記を基準として定める。

なお、下記の基準を原則とするほか、授業を担当する教員が履修者との相談のもとで判断を行うことができるものとする。

記

1. 自然災害 千代田区に大雨・洪水・暴風・大雪・暴風雪のいずれかの警報が発令された場合

- 午前 6 時の時点において発令中の場合、1 限と 2 限の授業を休講とする。
- 午前 10 時の時点で発令中の場合、3 限と 4 限の授業を休講とする。
- 正午の時点において発令中の場合、3 限から 6 限の授業を休講とする。

2. 交通機関 首都圏における JR 及び大手私鉄(地下鉄など)が全面的に運転を休止している場合

- 午前 6 時の時点において運休している場合、1 限と 2 限の授業を休講とする。
- 午前 10 時の時点で運休している場合、3 限と 4 限の授業を休講とする。
- 正午の時点において運休している場合、3 限から 6 限の授業を休講とする。

以上